

平成 12 年 4 月 1 日

立正大学同窓会代議員会運営細則

立正大学同窓会会則第 12 条 2 項により、立正大学同窓会代議員会（以下「代議員会」という。）を置き、代議員会の運営に関して、下記の通り定める。

（組織・目的）

第 1 条 代議員会は、各支部ならびに各学部同窓会から選出された代議員および会長、副会長、理事、本部事務局長をもって組織し、理事会より上程された案件を審議決定することを目的とする。

（構成）

第 2 条 代議員会の議決に関わる構成員は、立正大学同窓会本部各種委員選出取扱要領第 1 条にもとづき、構成される。

（選出）

第 3 条 代議員の選出手順等については立正大学同窓会本部各種役員選出取扱要領による。選出された代議員は、代議員会において、承認を必要とする。

（任期）

第 4 条 代議員の任期は下記の通りとする。

- 1 代議員の任期は 1 期 3 年とし、2 期までとする。ただし、会長のみ、就任している期間は通算期間から除く。任期満了の場合は、後任者の選出までその任務を遂行するものとする。
- 2 補欠または補充によって選任された代議員は現任代議員の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 代議員会の開催招集は必要に応じて会長が行い、委任状を含めた過半数の出席により成立する。

ただし、代議員の半数以上より開催要求があった場合については、会長は緊急かつ速やかに代議員会の開催招集をしなければならない。

（職務）

第 6 条 代議員会は、会則第 16 条第 2 項各号に定める所管事項を審議し、決定する。

（議長団選出）

第 7 条 代議員会の書記を含む議長団は、代議員から互選により 4 名を選出し、代議員会の運営をつかさどり、署名人 2 名はその都度議長が指名する。

また、議長団で協議の上、議長 1 名、副議長 1 名および、書記 2 名を互選し議事にあたる。

(議長)

第8条 議長は代議員会をつかさどり、副議長は議長を補佐し、書記は代議員会の議事録を作成し、議長団の承認を得るものとする。

(議決)

第9条 代議員会において議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、議長団は原則として賛否に含まないが、賛否同数の場合は議長団の票にて決定する。なお、委任状については、賛否評決に含まないものとする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の議決により決定する。

附 則 1 (削除)

2 (削除)

3 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

4 平成15年2月22日改正、平成14年3月25日施行

5 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行

6 平成20年6月21日改正、平成20年6月21日施行

7 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

8 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行

9 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

10 令和2年8月29日改正、令和2年8月29日施行